

平成26年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成26年9月12日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆
		企画員	

住民生活課 企画員	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
上下水道課長	植 本 亮	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷 本 芳 朋

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 90号 上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 91号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第 92号 上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 4 議案第 93号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 5 議案第 94号 田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 95号 田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 96号 平成26年度上富田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 97号 平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 98号 平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 99号 平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第100号 工事請負契約の締結について（平成26年度第1-1号公共下水道事業岩田下水道管（1工区）布設工事（補助））
- 日程第12 意見書第 2号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 26 年第 3 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会します。

本日もクールビズ対応で、上着をとっていただいで結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 90 号～日程第 11 議案第 100 号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第 1 議案第 90 号、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例の件から、日程第 11 議案第 100 号、工事請負契約の締結について（平成 26 年度 第 1-1 号 公共下水道事業岩田下水道管（1 工区）布設工事（補助））の件まで 11 件を一括議題とします。

△日程第 1 議案第 90 号

○議長（奥田 誠）

日程第 1 議案第 90 号、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 90 号、上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例の件を採決しま

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第91号

○議長(奥田 誠)

日程第2 議案第91号、上富田町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、木本君。

○11番(木本眞次)

ちょっと教えてほしいんですけども。第2条の2項、3項の中で「児童」、「保護者」というのあるんですけども、「法第4条第1項に規定する児童」「法第6条に規定する保護者」というのあるんですが、法のこの規定はこの「保護者」とどういうように違うんですか。

○議長(奥田 誠)

教育委員会生涯学習課企画員、谷本君。

○教育委員会生涯学習課企画員(谷本芳朋)

11番、木本議員さんのご質問にお答えします。

第6条3、第2項につきましては、放課後児童健全育成の小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業でございます。

第4条第1項に規定する「児童」につきましては、満18歳未満の者、それで「保護者」とは、法第6条に規定する保護者でございまして、「親権を行う者、未成年後見人、その他児童を監護する者」となっております。よろしく申し上げます。

○議長(奥田 誠)

11番、木本君。

○11番(木本眞次)

そしたら、上富田町ではそういう施設があるんですか。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課企画員、谷本君。

○教育委員会生涯学習課企画員（谷本芳朋）

1 1 番、木本議員さんの質問にお答えいたします。

上富田町では施設が3カ所ございまして、朝来小学校の隣に建てております、あすなろ学童保育所1と2、そして岩田公民館隣にございます、なごみ保育所1件がございませぬ。

（「了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

2 番、谷端君。

○2 番（谷端 清）

2 1 条の2 番のところなんですけれども、事業者ですか、「損害賠償を速やかに行わなければならない」と、町のほうは関与しないと受けとめてよろしいでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課企画員、谷本君。

○教育委員会生涯学習課企画員（谷本芳朋）

2 番、谷端議員さんにお答えいたします。

施設につきましては町から貸与しているものでございまして、傷害等発生しました場合は、委託先であるなごみ及びあすなろ保育所のほうで保険等管理してございますので、施設の対応となります。よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

2 番、谷端君。

○2 番（谷端 清）

町の管轄でないからという理解でよろしいでしょうか。町の事業所でないと。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課企画員、谷本君。

○教育委員会生涯学習課企画員（谷本芳朋）

2 番、谷端議員さんの質問にお答えいたします。

基本的に施設管理者が対応となりますが、最終的には町の対応となると思います。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第91号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第92号

○議長(奥田 誠)

日程第3 議案第92号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第92号、上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第93号

○議長（奥田 誠）

日程第4 議案第93号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

8ページの大きい2番ですが、「家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）町長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれも該当する」とされているんですけど、今までは保育士は短大を出ていたりとか、保育士の国家資格で保育士となったんですが、町長が行う研修という中身はどの程度にされるのか、時間とか内容を説明してください。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

おはようございます。5番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

8ページの、「家庭的保育者は、町長が行う研修または都道府県知事その他行う研修を含む」ということで、町長含む講習を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認めた方とはどういう方であるかと、またそれについての研修時間等についてですが、全ての家庭保育事業者及び家庭補助者につきましては基礎研修を行う必要があると、また保育士以外の家庭保育士についても基礎研修を行う必要があると。また、「同等以上」という立場の者に関しては、幼稚園教諭、保健師、看護師等が含まれてございます。それと、これらの研修につきましては、現行の基礎研修とい

うのが行われておるわけでございますけれども、これにつきましては内容といたしまして、基礎研修については講義時間 21 時間プラス実習 2 日間以上、これに上乘せして認定研修というものも、保育資格を持っていても受けてもらわなければならないということでございます、受講者につきましては保育者以外の方につきましても、看護師、幼稚園教諭、保健師経験者、以上 1 年以上の者に対しましても講義時間 40 時間プラス保育実習 48 時間の 88 時間となっております。

また、経験のない者、家庭保育士としての経験のない者につきましては、講義時間 40 時間プラス実習時間 48 時間プラス実習 20 日間というふうに定められようかと存じます。

また、研修の内容等につきましては、今後、町独自だけではなしに県にも要望しながら協議して考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか。

7 番、大石君。

○7 番（大石哲雄）

この条例の家庭的保育事業とあるんですが、家庭的という意味が少しわかりにくいので、どうとらわれているか、私など家庭に恵まれておりませんので、家庭といえ少しまイナスイメージがございますので、その辺少し説明をしていただきたい。

それから、第 3 条の素養がありかつ適切な訓練を受けた職員とあるんですが、この素養がありという意味がちょっとはつきりわかりにくいので、そこら辺の説明をお願いします。

それから、第 5 条の利用乳幼児の人権とあるんですが、具体的に乳幼児の人権というのがはつきりわかりませんので、もし説明いただければ幸いです。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

7 番、大石議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初の、家庭的保育事業についてはどういうものがあるかということでございますけれども、家庭的保育事業につきましては、満 3 歳未満の子供を対象とした事業でございます、各種小規模保育所、小規模保育、家庭保育、居宅訪問型保育、事業所内保育がございます。詳細につきましては、小規模保育所型につきましては、3 歳未満の乳児・幼児を対象とした利用定員が 6 人以上 19 人以下の保育を行う事業と。また、家庭

的保育につきましては、主に3歳未満の児童、幼児が対象となるようで、定員が5人以下の家庭的保育者の居宅またはその他の場所で保育するもの。事業所内保育事業、保育につきましては、3歳未満の乳児・幼児を対象とした事業でありまして、事業所内の施設において事業所の従業員の子供を預かり、また、地域の保育を必要とする子供の地域枠というものを設けていただくと。居宅訪問型につきましては、3歳未満の乳児、幼児を対象とする保育でありまして、1対1の保育を行う事業というふうになってございます。

また、次の3条の素養があり、かつ適切な訓練を受けたものと、素養というのは能力というふうに考えていただいたら結構かと思えます。

また、適切な訓練につきましては、認定研修等も踏まえた中で、そういうものの研修を指しているというふうに。また、認定研修を受けたからといって1度だけで済ますのではなしに、開所後におきましても、その都度、保育についての技術というのは日々進歩してございます。そういうことにつきましても、研修に積極的に参加していただくというふうに捉まえていただけたらよろしいかと思えます。

続きまして、何やったかな。

○議長（奥田 誠）

乳幼児の人権。5条の乳幼児の人権。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

第5条家庭的保育事業と利用乳幼児の人権に十分配慮をすると。人権というのは、ゼロ歳、1歳の幼児にはないんとかうんかということでございますけれども。

（「そういうことじゃ。ないんちゃう言うたらえらいことになる」の声あり）

○住民生活課企画員（坂本 巖）

済みません、訂正します。

余り配慮することがないということですが、幼児については3歳児未満になってきますので、やはり物事というのがちゃんと判断できる年になってきてくるかと思えますので、そういった点でやっぱり幼児に対しても人権に配慮してというふうに考えます。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

それでは、反対討論、5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

先ほどから質疑されている中で、今までは公的に保育されてきていたことが、今、全国的に上富田町は保育行政に対してすごく前向きで希望される子供が入れるんですけど、都会では待機児がいて、その待機児の対象としてこういう家庭的保育とか、小規模保育とかということが出てきたと思うんです。

○議長（奥田 誠）

九鬼さん、済みません、こっちに。

○5番（九鬼裕見子）

ああそうか。済みません。

○議長（奥田 誠）

最初からお願いします。

○5番（九鬼裕見子）

先ほどからの説明の中にも。

○議長（奥田 誠）

九鬼さん、説明の中で、最初は議案第93号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件について反対をいたしますで初めていただけますか。

○5番（九鬼裕見子）

申しわけありません。

議案第93号の上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定するという案に対して反対討論を行います。

先ほどから説明されているように、家庭的保育を先ほどから質問しましたが、待機児童解消として国が家庭的保育とか小規模保育という形で子育ての新システムを導入してきています。その中で、今までは公的であれ私的であれ保育士の資格が必要でした。ところが、家庭的保育と小規模保育のC型は研修修了者となっています。そんな中で、給食についても外部搬入可ということで、家庭的保育A型、B型、C型また事業所内の保育についても外部搬入可となっています。それが今までは給食の中でも安全で安心な給食を子供たちは食べてきましたが、この規制緩和の中でコンビニ弁当を食べる、コンビニ弁当を買ってきて、それを子供たちに分けるということが大都市では起きてきていま

す。上富田町がそうなるとは言っていないですが、今後、そういう経営難の中で生れてくるのではないかと私は危惧しています。

市町村の保育実施責任をうたった児童福祉法24条1項が今回削除されています。小規模保育など地域型保育事業は、一部を除き保育士資格が不要で、研修だけでよいとなっています。保育士は今までは短大を出たりとか、国家試験を12科目かの教科をかなり研修があつて試験を受けるというハードルがありましたが、今回、先ほど説明があつたように、かなり緩和されています。保育士配置基準の緩和は、保育の質の低下、子供の命にも直結する問題です。給食も3歳児未満児が対象なのに外部搬入を認めており、食の安全面でも心配です。また、保育料も今まで国の基準に対して各自治体が独自の補助をし、保育料を引き下げてきましたが、それでも保護者にとっては大きな負担です。低所得者の負担はより重くなりかねません。

上富田町は公的保育で頑張ってくれていますので、今回のこの条例案に対しては私は反対し、反対討論とします。

○議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

議案第93号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に賛成をします。

上富田町では、保育事業というのは、今、九鬼議員がおっしゃられたように大変充実していると思うのです。この条例によってまだよりよい充実した保育ができると思うのです。上富田町にはまだ待機児童というのがおりませんけれども、こういうことをすることによって、待機児童がなくなるということで、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第93号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(奥田 誠)

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第5 議案第94号

○議長(奥田 誠)

日程第5 議案第94号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第94号、田辺西牟婁地区消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第95号

○議長（奥田 誠）

日程第6 議案第95号、田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に関する協議についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第95号、田辺市、上富田町青少年センター協議会規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第96号

○議長（奥田 誠）

日程第7 議案第96号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について、質疑を行います。

歳出、12、13ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

14、15ページ。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

説明があったかと思うのですけれども、聞き逃したのでちょっとお聞きします。

14ページの商工総務費の中で、紀の国トレイナートというのはどういうことかちょっと教えてほしいのですけれど。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

11番、木本議員にお答えいたします。

14ページ、商工総務費、紀の国トレイナート実行委員会補助金につきましてですが、これにつきましては、和歌山デスティネーションキャンペーンに合わせまして、田辺市を中心としました芸術のイベントということになりまして、JR西日本の車両や駅舎などを使った芸術フェスティバルを開催するというそういう団体が設立されてございまして、そこの団体に対する補助金ということになってございます。

以上です。

トレイナートという名称ですけれども、これについてはトレインとアート、これをかけ合わせた造語ということになってございます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

ほかに14、15ページ、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

16、17ページ。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

16ページの中で、一番上に水泳プール水質検査手数料3万円というのがあるのですけれども、その下に学校管理費の中で、同じく水泳プール水質検査手数料6,000円というのがあるのですが、これは別々だと思うのですけれども、どこどこですか。

○議長（奥田 誠）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

11番、木本議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の16ページ上の分ですが、これ小学校の5校分になります。下が中学校1校分ということです。これは循環ろ過装置の汚濁度の検査の追加ということで、1校6,000円という形になります。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに16、17ページ。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

17ページの現年発生公共土木施設災害復旧工事委託料、土壌検査とあるのですが、土壌検査の検査内容と、それからその必要性をすみませんけれど。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

7番、大石議員にお答えいたします。

土壌検査につきましては、災害復旧の際に出る建設残土の土質検査という格好で、処分場へ運ぶのに、その土は適正ですという試験を持っていかないと受け入れてもらえないということになりますので、その費用とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥田 誠）

ほかに16、17ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

歳出、18ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

それでは、歳入は3ページなので、9、10、11の一括で歳入は申し上げます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

歳入質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第96号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第97号

○議長（奥田 誠）

日程第8 議案第97号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第97号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第98号

○議長（奥田 誠）

日程第9 議案第98号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第98号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第99号

○議長（奥田 誠）

日程第10 議案第99号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑はありませんか。

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

歳出の維持管理修繕料だけなのですが、これは老朽化に伴うのじゃなくて、雨が降って壊れてというように説明を聞いたのですけれど、これは予想外の雨ということなので

すか、それともどういふことで修繕が起こつたかといふことをお願いします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

7番、大石議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、平成26年8月10日の台風11号の折に停電が発生しております。その停電につきましては、落雷、それから電圧低下等の停電により、この電圧低下が起こつたといふことで、それによりまして計装盤内のシーケンサその他の故障となつてございます。

以上です。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

単に停電だけで、例えばそういうような機械が故障するといふようなことはあり得るのか。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

7番、大石議員にお答えいたします。

停電によって電圧低下を起こしますと、かなり内部に迷走電流といふのが発生するそうです。それに対応して故障が発生するといふことで、今回時間的にもかなり長くて何度かの停電が発生したといふことで、それによって今回の故障が起こつたといふことでございます。

○議長（奥田 誠）

7番、大石君。

○7番（大石哲雄）

僕らの家庭停電と違って、別のような原因の停電であろうかと思ふのですけれど、そうしますとこれからも十分発生することは起こり得るといふことですね。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

7番、大石議員にお答えします。

かなりこの台風11号による落雷、停電については、落雷が激しく発生したといふこ

とで今回故障しております。またこのような大きな落雷等がございましたら、発生することは考えられます。

(「落雷というのは設備に落ちるということ、それとも近くに落ちるということ、落雷」と大石議員呼ぶ)

○上下水道課長（植本 亮）

近くでも遠くでもかなり大きなものが発生して停電等が発生した場合には、やはりシーケンサ等に影響が与えられるということです。

以上です。

○議長（奥田 誠）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

最近の事例ですけれど、例えば朝来の駅前の林さんという散髪屋があるんですが、家は落ちなかったけれど端の電柱へ落ちて、迷走電流が流れてテレビが燃えたということがございます。私まことに申しわけないけれど、私の家もガスの計器盤へ落ちたのです。それではあになった。

そういうことで、先ほど言いましたように防ぐ方法のないような現象が起こって、迷走電流、これは迷走電流というのはわからない、実際。迷走電流が起こって、これは防ぐ方法がないらしいです。落雷の装置はつけておりますけれど、これは今後とも発生するということがある程度覚悟しなければならないということで、ご理解いただけるようお願いします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第99号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第100号

○議長(奥田 誠)

日程第11 議案第100号、工事請負契約の締結について(平成26年度第1-1号公共下水道事業岩田下水道管(1工区)布設工事(補助))の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第100号、工事請負契約の締結について(平成26年度第1-1号公共下水道事業岩田下水道管(1工区)布設工事(補助))の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

○議長（奥田 誠）

再開します。

△日程第12 意見書第2号

○議長（奥田 誠）

日程第12 意見書第2号、「手話言語法」制定を求める意見書の件を議題とします。
事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

意見書第2号。

平成26年9月12日、上富田町議会議長奥田誠殿。

提出者、上富田町産業民生常任委員会委員長吉田盛彦。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

○議長（奥田 誠）

手話通訳の竹中さんの入場を許可します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（奥田 誠）

再開します。

提案理由の説明を求めます。

12番、吉田盛彦君。

○ 1 2 番（吉田盛彦）

おはようございます。ただいま議長からもご紹介いただきましたけれども、県事務所の竹中さんが手話通訳をしていただけることになりました。恐らく上富田町議会で手話の通訳が入ったのは初めてかと思っております。よろしくお願いいたします。

意見書第 2 号、上富田町議会議長奥田誠殿。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）を説明いたします。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きで顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大変大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年平成23年でありますけれども、8月に成立をした改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語、手話を含むその他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策の義務づけをしております。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及する研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

よって、上富田町議会は、政府と国会が下記の事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法、仮称でありますけれども制定すること。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、上富田町議会。

提出先でありますけれども、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

おおよその説明は終わりましたけれども、さらに提案理由の説明をいたします。

平成23年の障害者基本法の改正によりまして、手話が言語であることが法的に認め

られました。今後は障害者基本法の考え方をさらに発展させ、手話の法的認知をより堅固なものにする必要があります。聴覚障害者は、手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使い、使いたいと望んでおります。そのためには、手話は言語であり、そのことが実際の生活に生かされるようにするための法の整備が必要です。

そのことをご理解いただき、国に対する手話言語法の制定を求める意見書を提出するものであります。

手話言語法が制定されますと、聾学校では国語の授業はありますが手話の授業はありません。これが、日本語と手話の2つの言葉を授業として学ぶことができるようになります。

現在、手話通訳者派遣事業がありますが、居住地でない市町村では手話通訳の利用は自由にできません。聾者が必要としても手話通訳者を派遣するかどうかは、実施主体である市町村が判断するためです。これがいつでもどこでもどんな内容でも、必要として手話通訳者を派遣してもらうことができるようになります。また、テレビの字幕、手話通訳が義務化され、聞こえない、聞こえにくい多くの人が、自然災害など安心して情報を得ることができるようになります。

ちなみに、県下では和歌山県議会、和歌山市議会、御坊市議会、田辺市議会が既に意見書を採択しております。今回、本町議会も含め県下市町村議会へ陳情書が提出されている状況です。

この意見書は、可決いただいた後は、先ほど申しました衆参両議長あてに提出する予定をしております。

どうか皆様のご理解とご賛同のほどをよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（奥田 誠）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第2号、「手話言語法」制定を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

手話通訳の竹中さんの退場をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長(奥田 誠)

再開します。

△日程第13 議員派遣の件について

○議長(奥田 誠)

日程第13 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥田 誠)

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長(奥田 誠)

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を

議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成26年9月12日、上富田町議会議長奥田誠殿。

総務教育常任委員会委員長畑山豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は、所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防犯関係について、3) 防災・国土強靱化について、4) 防災行政無線について、5) 行政改革について、6) 財政関係について、7) 情報システムについて、8) 総合計画について、9) 地域づくり事業について、10) 商工業の振興について、11) 道の駅くちくまのについて、12) 企業誘致について、13) 大型共同作業場について、14) 情報公開制度について、15) 個人情報保護制度について、16) 地籍調査事業について、17) 住宅新築資金・宅地取得資金について、18) 税務関係について、19) 教育活動の推進について、20) 学校教育施設について、21) 社会教育施設について、22) 生涯学習（教育目標の推進）について、23) 上富田スポーツセンターについて、24) 上富田文化会館について、25) 国民体育大会について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長吉田盛彦。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網）の整備について、3) 国県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路・用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 定住促進住宅について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15)

下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 合併浄化槽について、18) 福祉関係について、19) 保育所関係について、20) 環境衛生について、21) 保健衛生について、22) 介護保険について、23) 医療保険について、24) 診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長畑山豊。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長榎本敏。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長大石哲雄。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則・委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

○議長（奥田 誠）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成26年第3回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程した30議案全てを可決していただきましてまことにありがとうございます。

上程した議案の中で、平成25年度一般会計、特別会計の決算認定をお願いしていま

す。認定に当たりましては、特別委員会を設置して審査をしていただくことになっていきます。木本委員長を初め委員の皆さんには、お忙しいと思いますがよろしくお願いを申し上げます。

また、財政の健全化を示す各指標については報告しましたが、これらの指標は国が示す範囲内で一面は健全であります。しかし私は、毎年基金を取り崩しての決算であり、早期に財政の健全化を図る必要があると認識をしています。

この状況を踏まえまして、例えば維持管理に係る費用が年々増加し、しかも付近市町に比較して使用料等が安価な事業については、改正することを常任委員会でも説明させていただきましたし、できる限りの対応はしますが、平成27年度から改定することのご了解をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、一般会計、特別会計の補正予算の中で、災害復旧費が含まれています。災害復旧事業は、国の査定を受ける必要があり、所定の手続が済み早期に復旧に取り組みます。

次に、行政事業、行事のことではございますが、来週より平成26年度の町政報告を行います。ことしのテーマとしましては、人口問題におき人口の推移を説明し、将来的な予測値として上富田町も人口が減少することを話します。この人口問題に関し、上富田町が取り組んでいます保育行政、教育行政、福祉行政を説明し、人口の減少を1人でも少なくなるような対策に取り組むたいと考えております。

また、私は意見交換を行いながら、防災減災についての説明と、空から見た上富田町としてgoogle航空写真で、高速道路の工事状況や文化会館上部に太陽光発電装置を設置したこと、生馬メガソーラー地の事業を説明することにしております。

しかしこれらの地図は、撮影したときの写真と時間のずれが来ております。別の説明になりますが、今ラジコンヘリコプターですぐに撮影することができるようになってきました。これが9月9日にした撮影の写真です。これは岡の地滑りがこういう格好です。生馬のメガソーラーがこういう格好で、もう簡単にできるのです。

このラジコンヘリコプターにつきましては、費用が30万円かかりますけれど、この購入について研究して、できたら購入を行うということをしたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、第4回までは町政報告会、国体のリハーサル大会、ミカンとり体験、スポーツの祭典、芸能フェスティバル、文化と福祉と健康祭り、農業祭等の事業が行われます。ご協力をお願いします。特に国体リハーサル関係は、町民の一般の方々にボランティアをお願いしますので、議員の皆さんにも積極的に競技観戦とボランティアに参加していただけるようお願いしたいと思います。

次に、第2回6月議会になりますが、小嶋さんより寄附を受けて、公的施設として上

富田町産業振興文化会館について、6月で予算もつけていただいておりますけれど、現在は修理中でございます。内部は職員が塗装して10月末の完成を目標にしております。完成すれば第1回目として、がんこ寿司さんをお願いしまして、先般大阪商工ミュージアムで開催したがんこすし展で展示した資料を貸してほしいとお願いしております。了解すれば早期に展示会を開催したいと思っておりますので、この点もご了解いただきたいとおもいます。

次に、先ほど質問あったのですが、和歌山デスティネーションキャンペーンに合わせてトレイナート2014が企画されまして、朝来駅は東京在住の嶋村有里子さんと多分読むと思うのです、有という字と里と子供さんで、製作した作品を展示されます。これも10月中旬に予定されておりますので、鑑賞していただけるようお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成26年第3回上富田町議会定例会を閉会します。

皆さんどうもありがとうございました。またご苦労さまでした。

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員